(その1)

収 支 報 告 書

令和 6 年分 (令和 年 月 日開催分)

	(ふりかな)	かとうあゆこしんじょうもがみちくこうえんかい							
1	政治団体の名称	加藤鮎子新庄最上地区後援会							
2	主たる事務所の所在地	山形県新庄市本町6-17							
3	代表者の氏名	山尾 順紀							
4	会計責任者の 氏 名	宮川 岳							
	事務担当者の氏名佐藤 寿志子								
	(電話) 0235-22-0376								

															_				•
					<u> </u>	女 治	団	体	の	区 分	<u> </u>			·					
	政					党			政	治道	全金	泛規	, 正	法	第 1	8 身	その	2	第
	政	党	σ)	支	部			1	項(のま	見り	定に	. J	: る	政	治	団	体
	政	治	資	金	寸	体		Į.	そ	<i>(</i>)	,	他	の	ī	攺	治	<u> </u>	I	体
									そ	の	他	の	政	治	寸	体	の :	支	部
					污	5 動	区	域	の	区分	}								
	2以	人上の者	『道府	県の	区域等			V	同	ーの	都追	Í府	県の	区:	域内	3			
	資金	管理区	団体の	指定	の有無					国会	議員	闄	係政	[治]	団体	えのに	区分		
	有								政	治資	金丸	見正	法領	有19	条(カ7	第 1	項	第
☑	無								1	号に	係	る目	国会	議」	員関	[係	政治	団	体
公	職 0.) 種 類	ī					V	政	治資	金丸	見正	法領	第19	条(カ 7	第 1	項	第
''Д	дых О.	/ 作里 大貝	ţ						2	号に	係	る国	国会	議」	員具	[係	政治	団	体



資金管理団体の指定の期間										
令和	年	月	日から							
令和	年	月	日まで							

資金管理団体 の届出をした 者 の 氏 名

分□ 現職□ 候補者等

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間									
令和	年	月	日から						
令和	年	月	日まで						

分 ☑ 現職 □ 候補者等

公職の候補者 の 氏 名 ^{角田鮎子}

公職の種類衆議院議員

収支の状況

1 収支の総括表

収 入 総 額	10, 000
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	10, 000
支 出 総 額	10, 000
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1)個人	の負担する党費又は会費	
金	額	0
員	数	0 ^

(2)寄附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	10, 000	
(うち特定寄附)	(0)	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)	10, 000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	(0)	
イ 政党匿名寄附	0	
合計(ア+イ)	10, 000	

(その7)

合

')							·				
7) 寄附の内訳								寄附者の区分	1. 個人		
附者の氏 っては、	名(回 その名	団体に 呂称)		金		額	年月日	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあって は、代表者の氏名)	備考	
<u> </u>					10,	, 000		東京都大田区山王4-15-15	公認会計士	監査料 無償提供	

		-									
· · ·											
頁	の	小	計		10,	000					
他	の	寄	附			0]				
	附者の氏	寄附の内訳 附者の氏名(ほっては、その名	寄附の内訳 附者の氏名(団体にっては、その名称)	寄附の内訳 附者の氏名(団体にっては、その名称) 三 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	寄附の内訳 附者の氏名(団体に っては、その名称) 多二	新附の内訳 (対者の氏名 (団体にっては、その名称) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	高附の内訳 (附者の氏名 (団体にっては、その名称) 金 額 10,000 円 10,000 円 10,000	密附の内訳 (対者の氏名 (団体にっては、その名称) 金 額 年月日 (国体にっては、その名称) 日 10,000 円 R6.12.26	寄附の内訳 寄附者の区分 附者の氏名(団体にっては、その名称) 金 額 年月日 住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地) 第二 10,000 R6.12.26 東京都大田区山王4-15-15 「日本の本の本の本のでは、主たる事務所の所在地) 10,000 日本の本の本の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の	 寄附の内訳 寄附者の区分 1.個人 推者の氏名(団体にあっては、その名称) 金 額 年月日 住所(団体にあっては、代表者の氏名) 家工 10,000 R6.12.26 東京都大田区山王4-15-15 公認会計士 公認会計士 の 小 計 10,000 	

10, 000

計

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1)支出の総括表				
項目	金	額	備 考	
1 経 常 経 費		P		
(1)人 件 費		0		
(2)光 熱 水 費		0		
(3) 備品・消耗品費		0		
(4)事務所費		0		
小 計		0		
2 政治活動費				
(1)組織活動費		0		_
(2)選挙関係費		0		
(3)機関紙誌の発行その他の事業費		0		
ア機関紙誌の発行事業費		0		
イ宣伝事業費		0		
ウ政治資金パーティー開催事業費		0		
エその他の事業費		0		
(4)調査研究費		0		
(5) 寄附・交付金		0		
(6) その他の経費		10, 000		
小 計		10, 000		
合 計		10, 000		
合 計		10, 000		

(その15)

合

計

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分 その他の経費(金銭以外のものによる寄附相当分)						
支出の目的	金	額	年月日	支出を受けた者の 氏名(団体にあっ ては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備考			
		円							
					<u> </u>				
この頁の小計		0							
その他の支出		10, 000	:						
			1						

10, 000

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産	資産等の有無							
	資産等の項目別区分	有	無	備考				
ア	土地		v					
1	建物		V					
ゥ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		V					
エ	取得の価額が100万円を超える動産		V					
オ	預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)		V					
カ	金銭信託		Į.					
+	有価証券		J					
ク	出資による権利		V					
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		V					
п	支払われた金額が100万円を超える敷金		v					
サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利		7					
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		v					

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 5 月 23 日

政 治 団 体 の 名 称 加藤鮎子新庄最上地区後援会

会計責任者の氏名 宮川 岳

※代表者の氏名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理 人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任 者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人 の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を 講ずる場合は、この限りでない。

政治資金監查報告書

令和7年4月28日

加藤鮎子新庄最上地区後援会 代表 山尾順紀 殿

登録政治資金監查人 全 木 化 登 録 番 号 第 4042 号 研修修了年月日 平成 23 年 10 月 28 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という)。第19条の13第1項の規定に基づき加藤鮎子新庄最上地区後援会の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ)について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」と言う)に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、加藤鮎子新庄最上地区後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等を微し 難かった支出の明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 第19条の13第2項第4号に規定する事項について領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

3 業務制限

加藤鮎子新庄最上地区後援会と私の間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する 事実はない。

また、加藤鮎子新庄最上地区後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても同様である。

以上